

令和5年12月22日

令和5年 第4回杵築市議会定例会

追加議案説明書

令和5年第4回杵築市議会定例会に提出いたしました追加議案等について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第91号 令和5年度杵築市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策に係る補正予算を踏まえ、物価高騰の影響を受けている生活者・事業者への支援が主なもので、民生費及び商工費において3億9,006万1千円を追加補正し、補正後の予算の総額を201億4,263万8千円といたしました。

補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、民生費では、国の物価高騰対策として、特に影響を受ける住民税非課税世帯等に対し7万円を給付する経費3億186万9千円、18歳までの子どもがいる子育て世帯に対し子ども一人当たり一律2万円を給付する経費7,471万6千円、保育施設等における性被害の未然防止等のため、施設を整備する経費107万6千円を計上しました。

商工費では、燃油価格高騰による経費増加の影響を受け、経営が困難な状況にある貨物運送事業者を支援する経費1,240万円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国庫支出金と基金繰入金であります。

次に、議案第92号 杵築市手数料条例の一部改正については、戸籍法の一部改正により、市外本籍地の戸籍謄本が交付可能となるなど、手数料の規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第93号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産した被保険者の産前産

後期間における令和6年1月1日以降の国民健康保険税を減額するなど、所要の改正を行うものです。

次に、報告第41号 専決処分の報告については、本市公用車が駐車中に被った物損事故の示談について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第42号及び報告43号 専決処分の報告については、本市が管理する市道で発生した物損事故の道路損害賠償責任に関する示談について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

